

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の改定について

4月分より手当額が3.2%引き上げとなります。改定後の金額は次のとおりです。

■児童扶養手当の月額

	令和6年3月まで	令和6年4月以降
対象児童1人の場合の月額	全額支給 44,140円 一部支給 44,130円～10,410円	全額支給 45,500円 一部支給 45,490円～10,740円
第2子加算額	全額支給 10,420円 一部支給 10,410円～5,210円	全額支給 10,750円 一部支給 10,740円～5,380円
第3子以降加算額	全額支給 6,250円 一部支給 6,240円～3,130円	全額支給 6,450円 一部支給 6,440円～3,230円

■特別児童扶養手当の月額

	令和6年3月まで	令和6年4月以降
1 級	53,700円	55,350円
2 級	35,760円	36,860円

問い合わせ先

- ・ 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112
- ・ 熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111

子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、お子さんの発達に関する相談や、必要に応じて専門機関から助言を受けることができます。

詳細については、子ども発達支援センターへお気軽にお問い合わせください。

事業名	内 容
巡回児童相談	函館児童相談所による、発達・養育に関する相談や療育手帳の申請・更新のための判定を行っています。
いたずらっ子の会	「落ち着きがない」「ことばが遅い」「運動発達の遅れが気になる」等、お子さんについて日頃気になっていることを言語・発達等に関する専門員に相談し、アドバイスを受けることができます。1組につき1時間程度を予定しています。



【申込・問い合わせ先】

子ども発達支援センター ☎0137-63-4622 〒049-3117 八雲町栄町13-1(シルバープラザ内)